4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療給付受給中の方に対し、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。（障がい者総合支援法などの対象者は除く）

※ 所得に応じて一部自己負担となります。

問合せ先　保健所健康増進課成人・難病支援係（TEL 0564-23-6069 FAX 0564-23-5071）

5 在宅重度障がい者等訪問入浴サービス

介護保険で給付を受けることができない身体障がい者手帳所持者（7 歳以上）で、下肢又は体幹機能障がいの1級・2級を有し、入浴サービスが必要な方が対象です。

利用回数は一月8回以内で、利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。

※難病等の方も対象となります。（事前に障がい福祉課へご相談ください。）

問合せ先　障がい福祉課障がい1係（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）

6 災害時家具転倒防止金具取付事業

市内在住（入院、入所を除く）の重度障がい者や高齢者の世帯に、家具転倒防止金具の取付を行っています。

対象者
(1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方
(2) 要介護3～5の認定を受けている方
(3) 65 歳以上で生活保護を受けている方
(4) 身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳Ａ判定の方
(5) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

工事内容　シルバー人材センター登録会員が直接訪問し、取付可能か調査をした上で、転倒防止用金具を取り付けます。一世帯につき5家具まで、取付は原則1世帯あたり1回です。（市内転居された方は再申請可能です。）

申込方法　対象者のうち、(1)～(3)に該当する方は長寿課、(4)、(5)に該当する方は障がい福祉課へお申込みください。その際、(4)、(5)に該当する方は、証明できるものをご提示ください。また、借家等家屋の所有者が異なる場合は、所有者の同意書が必要になります。

問合せ先 (3)(4)申請先:障がい福祉課障がい1係(TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650)
(5)申請先:障がい福祉課障がい2係(TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650)
制度について:長寿課地域支援係(TEL 0564-23-6147 FAX 0564-23-6520)

7 災害時避難行動要支援者支援制度

大規模災害時に一人では逃げられない人(災害時避難行動要支援者)が、自分の情報を地域で見守ってくれる人(**地域支援者**)に出しても良いという条件で市に登録申請をします。

市は、登録者の情報を整理して「登録者名簿」を作り、「地域支援者リーダー」である防災防犯協会長、地区の民生委員児童委員、学区福祉委員会委員長にお渡しします。

地域支援者の方々には、この名簿を使って、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や避難行動要支援者と一緒に避難したり、これらの行動が迅速にできるよう日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用していただきます。

また、制度に登録された方に、番号のついた「**あんしん見守りキーホルダー**」をお渡しします。キーホルダーを普段から身につけていただくことで、避難行動要支援者が外出先で意識を失った場合や、知的障がいのため徘徊し保護された場合などの緊急時に、警察や消防本部が番号から本人確認および緊急連絡を迅速に行えるようになります。

登録の対象者及び問合せ先

登録には申請が必要です。申請など詳細は以下までお問合せください。

対象者	問合せ先
65歳以上のひとり暮らし高齢者の方	長寿課地域支援係 TEL 23-6147 FAX 23-6520
65歳以上の高齢者のみの世帯の方	長寿課地域支援係 TEL 23-6147 FAX 23-6520
介護保険要介護3以上の認定者で在宅の方	介護保険課審査係 TEL 23-6683 FAX 23-6520
第1種身体障がい者で在宅の方 第1種知的障がい者で在宅の方	障がい福祉課障がい1係 TEL 23-6113 FAX 25-7650
精神障がい者(児)で一定の支援が必要な方	障がい福祉課障がい2係 TEL 23-7674 FAX 25-7650
特定医療受給者(児)で一定の支援が必要な方	障がい福祉課障がい2係 TEL 23-6180 FAX 25-7650
小児慢性特定疾病児童等の方で一定の支援が必要な方	保健所健康増進課成人・難病支援係 TEL 23-6069 FAX 23-5071
戦傷病者手帳保持者の方	福祉政策課総務企画係 TEL 23-6851 FAX 73-1750
上記に準ずる方	福祉政策課総務企画係 TEL 23-6851 FAX 73-1750

災害時避難行動要支援者支援制度の流れ

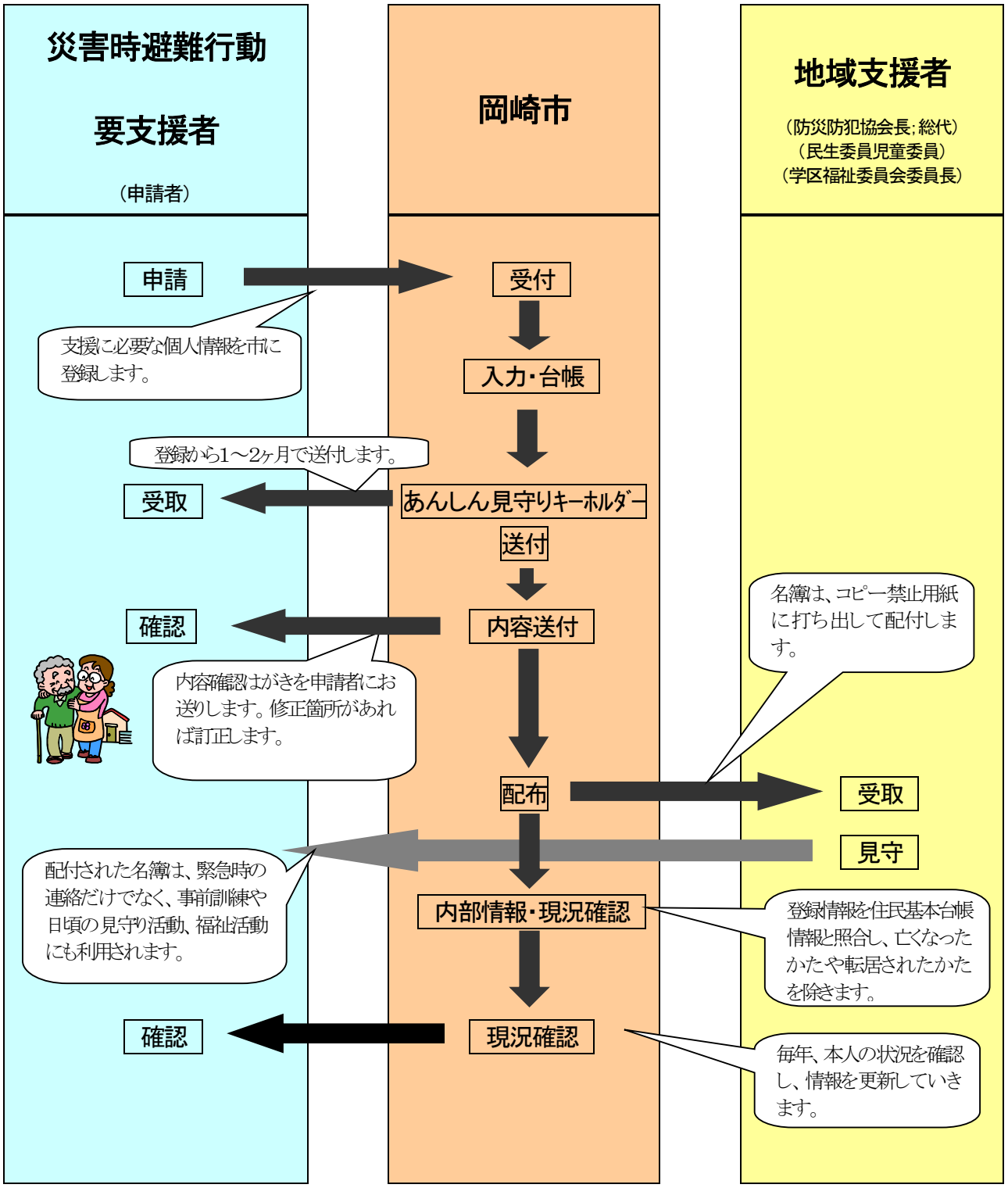

８ 見守りネットワーク事業事前登録制度

外出時に所在不明となった方をできるだけ早期に発見するために、障がいをお持ちの方の情報を事前に警察等と共有するとともに、所在不明となった場合は、対象者の情報をメール配信し、地域の支援を得て早期に発見できる体制を整備します。所在不明時には早急に警察への届出を行うとともにメール配信の依頼を行ってください。

対象者は岡崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当するかたです。

１ 療育手帳等または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
２ 児童通所支援受給者証の交付を受けているかた
※「岡崎おかえりメール」では、所在不明のかたがいなくなった場所や服装、持ち物等の情報を配信します。早期発見のため、一人でも多くのかたに協力者としてメール配信の登録をお願いします。

登録方法は市ホームページをご覧ください。

問合せ先 申請先：障がい福祉課障がい1係（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）
精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
申請先：障がい福祉課障がい２係（TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650）

９ 個人賠償責任保険事業

知的障がい、精神障がいなどにより所在不明となるおそれのある方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が加入することにより、日常生活における偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に被害者に支払う賠償金を保険により補償（補償額：最大1億円）します。

対象者は、「8 見守りネットワーク事業事前登録制度」に登録があり、同様の賠償責任保険に個人で加入していないかたです。また、定期的に対象者の現況確認を行います。

問合せ先 申請先：障がい福祉課障がい1係（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）
精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
申請先：障がい福祉課障がい２係（TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650）

10 Net119 緊急通報システム

「Net119 緊急通報システム」とは、聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯端末を利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。なるべく文字入力をすることなく、画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

注意事項

1 本システムを利用するには、事前に「Net119 緊急通報システム利用規約」をお読みいただき、利用登録申請書兼承諾書を岡崎幸田消防指令センターに提出してください。未成年の方は、保護者の同意が必要です。申請書は岡崎市消防本部のホームページでダウンロードできます。また、障がい福祉課でも配布しています。

2 登録者は、岡崎市に住所のある方、または通勤、通学されている聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、電話による音声での 119 番通報が困難な方が対象です。

3 登録は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。

4 通報を行うには、ご利用のスマートフォン等の GPS 機能（位置情報）を ON に設定する必要があります。

5 本システムを利用するには、岡崎市消防本部から送信する電子メールを受信できる必要があります。迷惑メール設定等でメールの受信を制限している場合は、あらかじめ「web119.info」ドメインからのメールを受信できるように設定変更しておいてください。

問合せ先

障がい福祉課障がい1係（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）
岡崎幸田消防指令センター（TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373）

11 メール119通報サービス

市内に住所を有する聴覚・音声・言語機能障がいの身体障がい者で、音声による119番通報が困難な方に対して、携帯電話のメール機能を利用した緊急要請通報（119番通報）サービスです。

対象者　聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者で携帯電話を所持されている方

注意事項

・サービスを希望する場合は、事前に登録が必要です。
・緊急時（岡崎市内での火災・救急）に限り利用することができます。
・メール利用料については、利用者の負担となります。
・一般の電子メールサービスを使用しますので、届くのに時間がかかったり、届かない場合があります。
・このサービスは他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。

問合せ先　障がい福祉課障がい1係（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）
岡崎幸田消防指令センター（TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373）

12 FAXによる緊急通報

FAXによる岡崎市消防本部への緊急通報は**局番なしの119番**で受付しています。
対象者　聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

問合せ先　岡崎幸田消防指令センター（TEL 0564-21-9899 FAX 0564-26-0373）

聴覚や言語等に障がいのある方が犯罪被害にあわれたり、犯罪等を目撃した場合などは次の方法で通報するとパトロールカーや交番の警察官がリアルタイムに近い時間差で対応します。
Fax 110番　FAX 0120-110-369　（フリーダイヤル）
Web 110番（携帯電話からのみ）　https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/
※詳細は、愛知県警察ホームページを確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html

13 110番アプリシステム

聴覚に障がいのある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用できます。

※詳細は、警視庁ホームページをご確認ください。

https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/

14 その他在宅に関すること

(1)生活福祉資金の貸付

身体に障がいのある方や知的障がいがある方が高額な福祉用具、障がい者用自動車等の購入等に必要な資金の貸付が受けられます(貸付条件があります)。

問合せ先　岡崎市社会福祉協議会サービスセンター
(TEL 0564-23-8938 FAX 0564-23-7820)

(2)福祉車両の貸出し

市内在住の身体に障がいのある、日常的な外出時に車椅子を利用されている方に福祉車両の貸出しをしています。事前に登録が必要です。

問合せ先　岡崎市社会福祉協議会
(岡崎市社会福祉センター　1階)
(TEL 0564-47-7955 FAX 0564-47-8753)
岡崎市社会福祉協議会　額田支所
(TEL 0564-82-2268 FAX 0564-82-3706)

(3)車いすの貸出し

病気やケガなどにより、一時的に車いすが必要な方に無料貸出しを行っています。

問合せ先　岡崎市社会福祉協議会
(岡崎市社会福祉センター　1階)
(TEL 0564-47-7955 FAX 0564-47-8753)
岡崎市社会福祉協議会　額田支所
(TEL 0564-82-2268 FAX 0564-82-3706)

(4) 盲人用具の販売あっせん

テープレコーダー、盲人用時計等盲人用具を低廉価格であっせんします。

※ 県内の点字図書館で仲介しています。 P67 参照

問合せ先　社会福祉法人日本点字図書館　東京都新宿区高田馬場1－23－4
TEL 03-3209-0241（代表）

社会福祉法人日本聴覚障害者団体連合　東京都新宿区西早稲田2－18－2
TEL 03-3200-0011（代表）